

入札説明書(物品購入等)

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、秋田県公営企業財務規程（昭和43年秋田県公営企業管理規程第6号。以下「財務規程」という。）及び本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、秋田県大館発電事務所が発注する調達物品に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

早口発電所 取水口浮棧橋ガイド金物 1基

(2) 購入物品の仕様等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和7年11月28日（金）

(4) 納入場所

秋田県大館発電事務所（秋田県大館市片山町三丁目14-5）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱（以下「入札参加資格要綱」という。）第6条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。

3 入札参加の制限

入札の公平性を保つため、当該仕様書の作成に直接携わった者は、入札への参加を自粛すること。

4 目的外使用の禁止

秋田県大館発電事務所から提供を受けた文書、電子データ等すべて（この入札説明書のほか、追加資料を含む。）について、本件の調達手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。）に使用してはならない。

5 失格

入札参加者は、次の（1）から（4）のいずれかに該当する場合は入札に参加することができない。

- (1) 第7に規定する納入物品明細書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要綱第11条第1項に基づく入札参加資格者の決定の取消し又は同条第3項に基づく資格効力の停止措置を受けているとき。
- (2) 第7に規定する納入物品明細書その他確認書類を提出しなかったとき。
- (3) 第8に規定する入札保証金の納付又は免除に係る手続きがなされなかったとき。
- (4) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのあるとき。

6 契約条項等を示す場所等

(1) 契約に関する事務を担当する機関

〒017-0872 秋田県大館市片山町三丁目14-5

秋田県大館発電事務所総務・発電運用チーム

電 話 0186-42-7600

FAX 0186-42-7555

電子メールアドレス oodatehatuden@pref.akita.lg.jp

(2) 契約条項等は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載している。

7 入札参加申請書

入札参加者は、入札公告において定めるところにより、入札参加申請書を提出しなければならない。

8 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札前に契約希望金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付し、又は、これに代えて財務規程第58条第2項第1号から第6号までに定める担保を提供しなければならない。

ただし、財務規程第60条の規定により、次のアからウまでのいずれかに該当する者が、入札公告において定める期日までに当該書面を提出し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、その者の入札保証金を納付させないことができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該保険契約証書

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と、当該購入物品又はこれに相当する物品の売買契約で1件の契約につき当該契約希望金額の5割を超える契約を2件以上締結し、履行したときは、当該契約書及び履行を確認できる書類（支払通知書等）の写し

ウ 入札参加資格要綱第6条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されている者は、入札保証金免除申請書

- (2) (1)に係る審査に際して説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札保証金は、入札終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。
- (4) 入札保証金には利子を付さない。

9 代理人による入札

代理人が入札する場合は委任状を提出しなければならない。

10 入札書の書換え等の禁止

入札参加者又はその代理人は、当該入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 第2に規定する入札参加資格のない者のした入札
- (2) 第8に規定する入札保証金を納付しない者（免除された者を除く。）又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正行為が行われたと認められる入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 複数の者の記名押印のある入札又は記名押印を欠く入札
- (8) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは、不明瞭で判読することができない入札又は首標金額を訂正した入札
- (9) (1) から (8) に定めるもののほか、仕様書で求めた事項に違反すると認められる入札

12 開札及び落札者の決定方法

- (1) 開札は、原則として、入札参加者又はその代理人の出席のもと行うものとする。
- (2) 開札の結果、入札参加者が1者であった場合でも、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 財務規程第57条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 落札者を決定したときは、その旨を直ちに通知する。
- (6) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (7) 開札をした場合において、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (8) 入札は原則として3回を限度とし、それでも落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定により、最後の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格が最低の者と随意契約の交渉を行うことができるものとする。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付し、又は、これに代えて財務規程第75条第2項第1号に定める担保を提供しなければならない。

ただし、財務規程第76条の規定により、次のア又はイに該当する者で、当該書面を提

出し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、その者の契約保証金を納付させないことができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、当該保険契約証書

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と、当該購入物品又はこれに相当する物品の売買契約で1件の契約につき当該契約希望金額の5割を超える契約を2件以上締結し、履行したときは、当該契約書及び履行を確認できる書類（支払通知書等）の写し

(2) 落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる。

14 契約の締結

(1) 落札者は、落札通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を含む。）に契約を締結しなければならない。この場合において、5日目が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期限の日とする。ただし、やむを得ない事由により、書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

(2) 落札者が(1)の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札の効力を失う。

15 その他

照会については、第6の(1)に規定する契約に関する事務を担当する機関に書面で行うものとする。なお、入札説明書及び当該調達物品の仕様について疑義がある場合は、令和7年9月11日（木）午後5時までに照会するものとし、当該回答は「美の国あきたネット」に掲示する。

16 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨